「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正

新		旧
投資信託等の運用に関する委員会決議		投資信託等の運用に関する委員会決議
1~2	(省略)	1~2 (同 左)
	<u>(削 除)</u>	3 規則第11条第2号に規定する自主規制委員会が定める株式は、次に 掲げる株式とする。 (1)米国におけるピンク・シート銘柄 (2)米国におけるOTCブリティンボード銘柄
3	(省 略)	<u>4</u> (同 左)
附 <u>則</u> この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有 価証券届出書を提出したものから適用する。ただし、改正前の規定に基 づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月 15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。		<u> </u>